



2022年12月22日

各 位

会 社 名 櫻 島 埠 頭 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 岡 眞
(コード番号：9353 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 (総務部担当) 佐藤 禎広
TEL(代表) 06-6461-5331

従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年2月13日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 5,700株
(3) 処分価額	1株につき1,352円
(4) 処分価額の総額	7,706,400円
(5) 割当予定先	当社の従業員 57名 5,700株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年11月17日開催の取締役会において、従業員に対する福利厚生の一環として、創立75周年を契機とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを従業員に付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めること等を目的として、従業員に対する譲渡制限付株式付与制度を導入することといたしました。

また当社は、2022年12月22日開催の取締役会において、所定の要件を満たす当社従業員57名（以下「対象従業員」といいます。）に対して金銭債権合計7,706,400円を付与し、その上で、当社は、同日開催の取締役会で、これらの金銭債権の合計7,706,400円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金1,352円）、本自己株式処分として当社の普通株式5,700株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。また、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、対象従業員の譲渡制限期間を2023年2月13日（払込期日）から5年間と設定いたしました。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2023年2月13日（払込期日）から2028年2月12日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員の地位にあることを条件として、本譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

対象従業員が本譲渡制限期間において、当社の従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、2023年2月から当該喪失の日を含む月までの月数を60で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、会社都合退職、死亡その他当社の取締役会が正当と認める事由により当社の従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象従業員が証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2022年12月21日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,352円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上